

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 29 年 5 月 19 日	
枚方市長 殿	 提出者 住 所 愛知県半田市中村町二丁目 6 番地 氏 名 株式会社 Mizkan 代表取締役 吉永 智征 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0569-21-3331 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。
事業場の名称	株式会社 Mizkan 大阪工場
事業場の所在地	大阪府枚方市春日北町五丁目 1 番 1 号
計画期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09：食料品製造業
②事業の規模	製品出荷額：9,253 百万円
③従業員数	171 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 を参照

（日本工業規格 A 列 4 番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2を参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥他合計	
	排出量	9,133 t	t
	（これまでに実施した取組） 1）有機性汚泥は、生産数量増に伴う排水量増の影響により、排出量は目標を超えたが、排水処理の汚泥濃度管理により発生抑制に努めた。 2）動植物性残渣は、糖化粕、醤油粕及び液状酢粕の有価売却を継続し、発生を抑制した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥他合計	
	排出量	8,856 t	t
	（今後実施する予定の取組） 1）基本的には前年取組みを継続する。 特に、有機物汚泥は、排水処理の汚泥濃度管理として、廃酸の場内処理による排水負荷調整により、汚泥濃度を管理し発生を抑制する。 2）動植物性残渣については、有価売価を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラ、金属くずは分別回収後に資源ゴミとして有価売却。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 基本的には前年度取組みを継続。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用を行う予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7,100 t	t
(これまでに実施した取組)			
工場排水量の増加に対して排水処理維持安定の為に汚泥濃度を高く設定して管理した結果、余剰汚泥が計画に対して増加。 計画 5,625t/年 → 実績 7,854t/年 (前年5,732t/年) 脱水により減量した産業廃棄物量は 計画 5,085t/年 → 実績 7,100t/年 (前年5,181t/年)			
②計画			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6,884 t	t
(今後実施する予定の取組)			
排水負荷（量・濃度）を平準化することで安定的な処理の維持に努めるとともに、汚泥濃度の適正管理により余剰汚泥の発生を抑制。生産数量の変動を見込んで、前年比▲239t（脱水汚泥として▲23t）として設定した。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はなし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥他	
	全処理委託量	2,033 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1,324 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,428 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	570 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	1) 産業廃棄物の処理を委託する場合は肥料化・飼料化を優先し、 焼却は最後の手段。 2) 委託先は優良認定企業を優先して選択。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥他	
	全 処 理 委 託 量	1,972 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1,301 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,367 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	570 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	前年取り組みを継続し、処理委託数量を維持する（合計）の目標は、 1,972t（前年比▲61t）。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【産業廃棄物発生及び処理フロー】

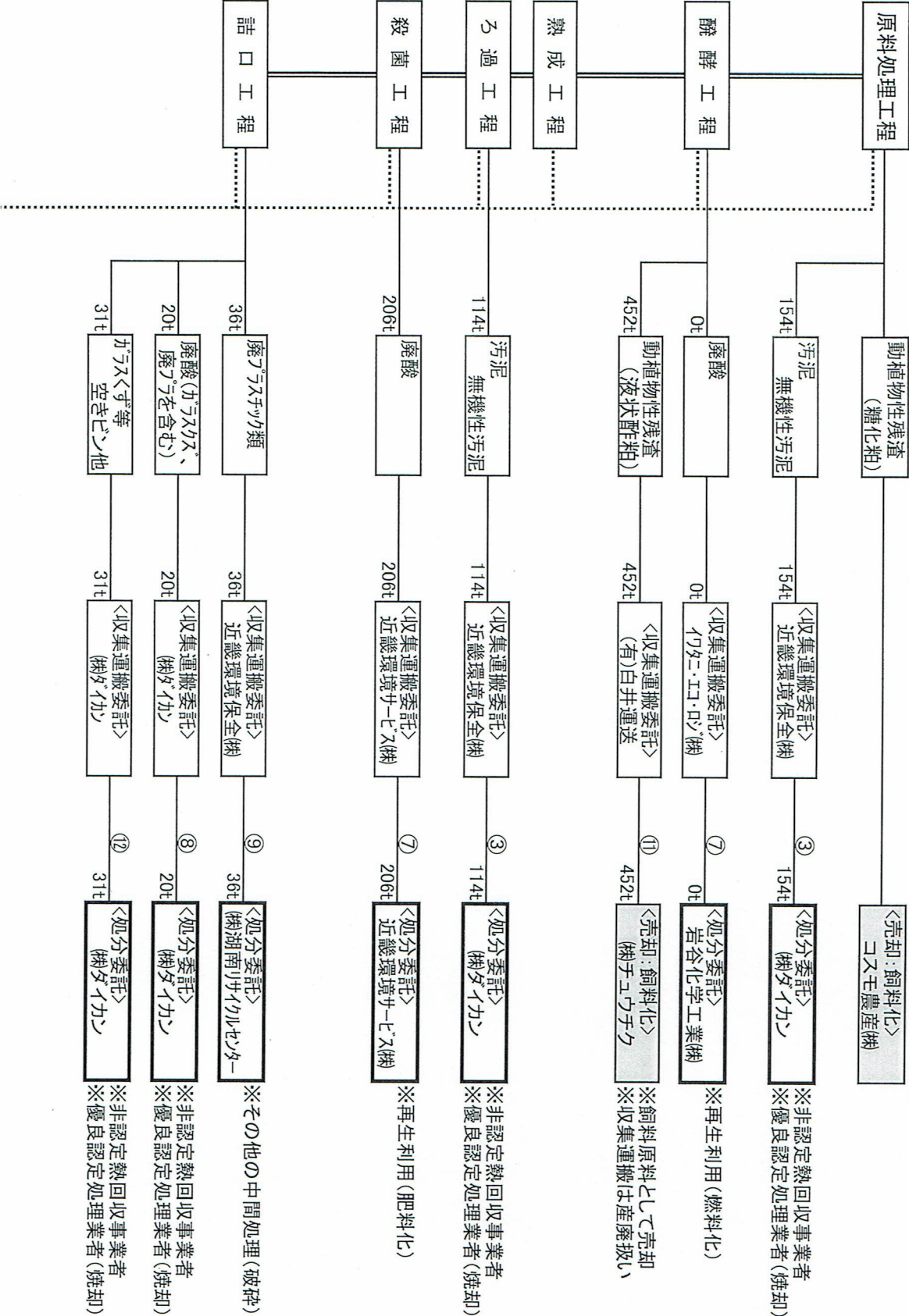
(株)Mizkan 大阪工場

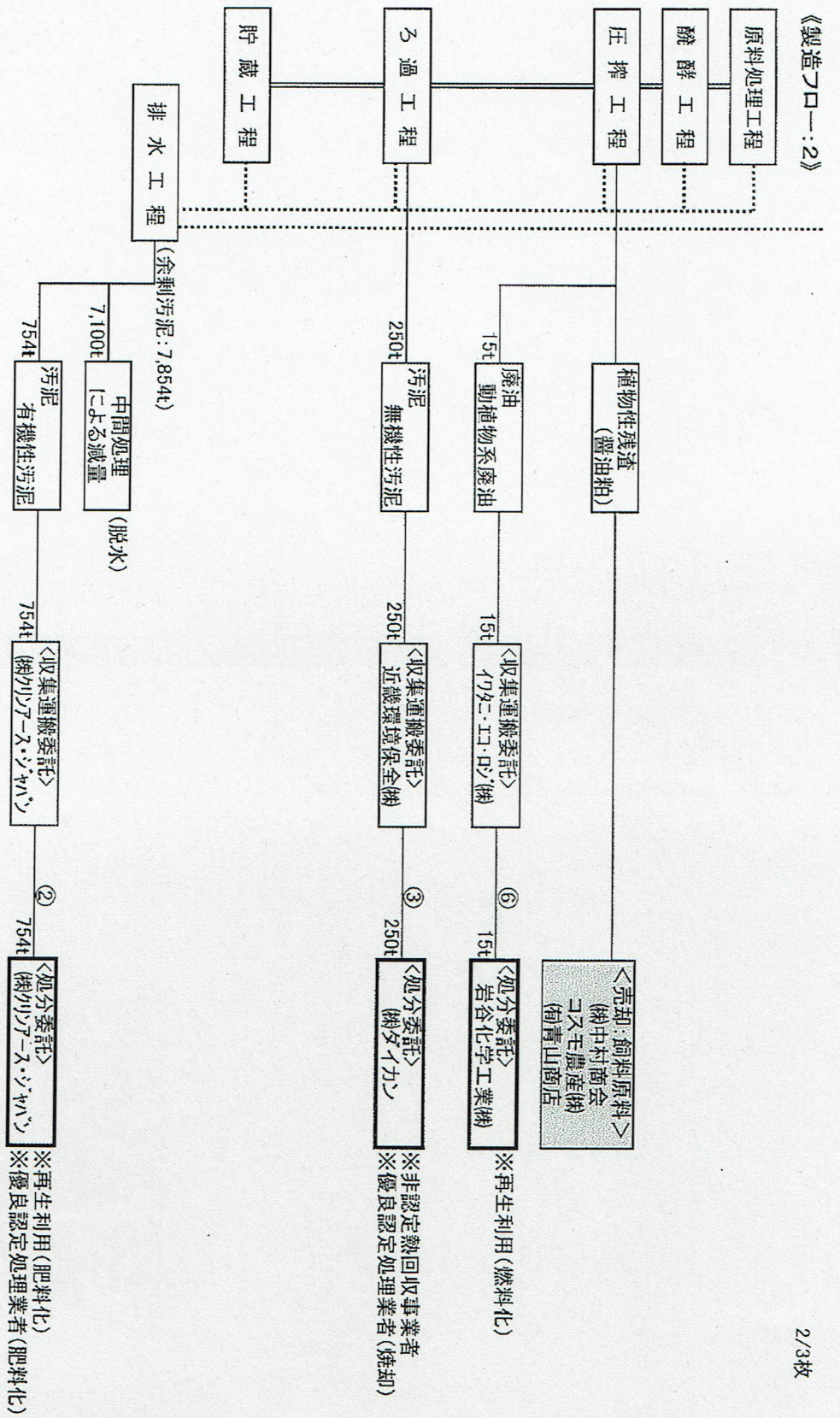
※No.は集計シートの種類番号
※数字は平成28年度実績(t)

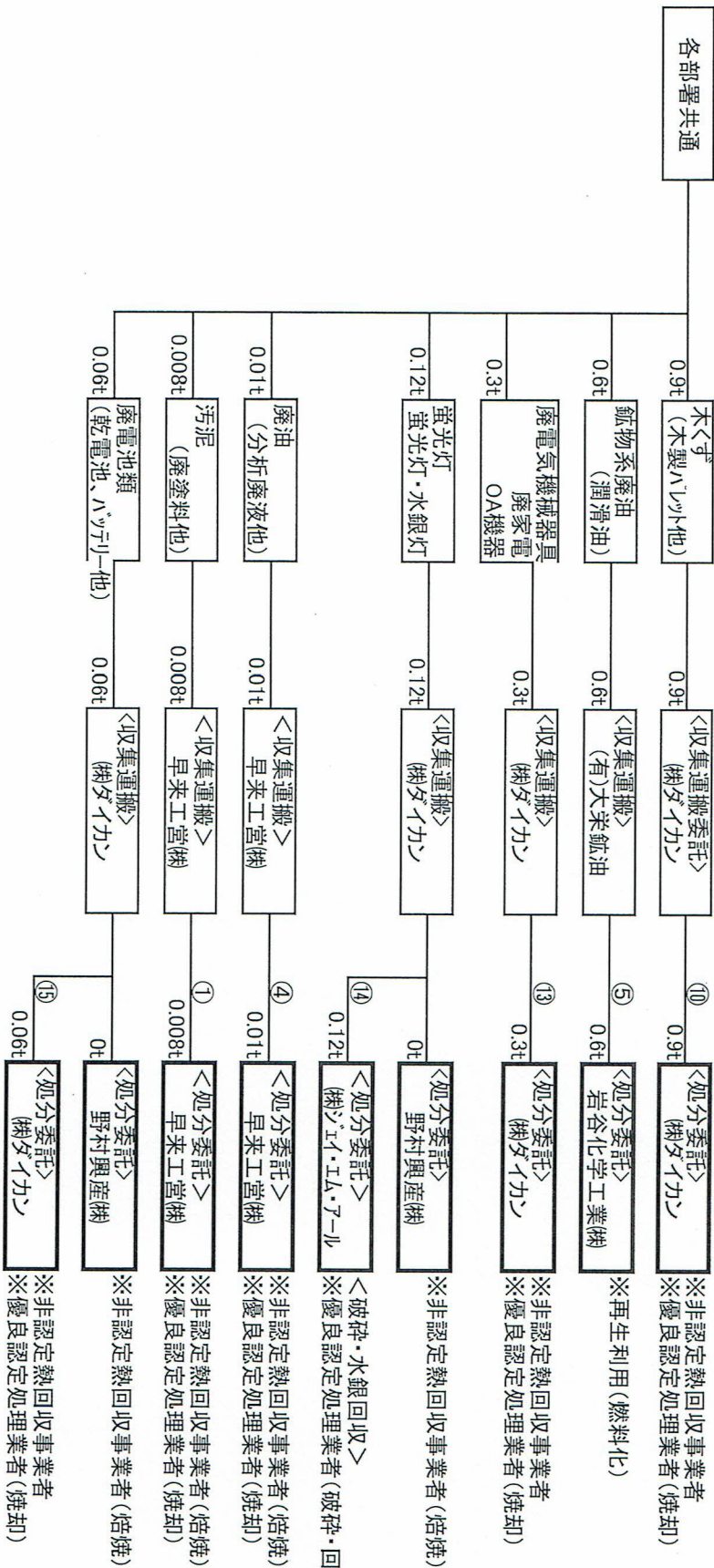
《製造フロー：1》

《産業廃棄物の種類》

《産業廃棄物処分方法》







別紙2 【管理体制図】

(株)Mizkan 大阪工場

